

基本目標1 障がいのある人に対する支援体制の整備				令和5年度の評価			
No.	施策名	担当課	事業概要と実施事業		(評価) 1:完了(100%) 2:概ね完了(80%) 3:進行中(50%) 4:あまり進行していない(20%) 5:事業実施していない	(評価時の現状) ⇒左記を選択した理由や事業に関する実施内容・実績等具体的な数値等があればご記入ください。	(策定後の方針) ⇒左記の内容を踏まえた今後の方針具体的な数値目標等があればご記入ください。
			事業概要	具体的な事業名			
施策1 理解を深める《周知啓発・福祉教育》							
取組1 理解の促進・啓発活動の充実							
①	市民に対する障がい福祉への理解促進	障がい福祉課	啓発冊子の配布・活用や、障がいのある人の活動等の紹介を行っています。また、障がいへの理解を深める講演会や精神障害理解促進講座、SST講座「こころの整理術」の実施等を通じて、市民の障がい福祉への理解促進に努めています。	1.こころの整理術 2.精神障害理解促進講座 3.理解促進啓発ティッシュの作成 4.アートフェス	3	1. 他者との交流に難を感じている人への支援（年3回） 2. 精神障がいについての理解を深めるための講座を開催（年3回） 4. 障がい者作品展（Web1回）	引き続き事業を継続していく。
②	社会福祉協議会の広報活動の充実	社会福祉協議会	「ふくし印西」や社会福祉協議会のホームページを活用して地域福祉に関する情報を提供しています。「ふくし印西」は、新聞折込のほか、行政の出先機関窓口や福祉関係機関窓口に配付し、ホームページへの掲載も実施しています。また、視覚に障がいのある人に対して音訳したものをCDへ録音し配付しています。	1.ふくし印西の発行 2.ホームページの更新 3.視覚障害者支援事業	1	1. 年に3回発行。新聞折り込み、保育園・小中高等学校・障がい者施設等へ送付、行政施設窓口へ配架。写真、イラストを多様するなど見やすい広報作りに取り組んだ。新聞未購読世帯の郵送希望世帯へ郵送配付を行った。（17世帯） 2. ホームページに市社協及び支部社協の事業を掲載し、福祉情報を提供した。 3. 視覚に障がいのある人に対して、市及び社協の広報を音訳しCDの配布を行った。（294本/年）	引き続き必要な情報提供を行うように取り組んでいく。
③	障害者差別解消法・障害者虐待防止法の周知	障がい福祉課	2016（平成28）年4月1日からスタートした障害者差別解消法について、法律を理解するための啓発活動、合理的配慮事例等の情報収集や情報提供、既存の相談の活用・充実及び関係機関の連携強化等を図り、差別を解消するための支援に向けた取り組みを進めていくことにより、障がいのある人もない人も分け隔てなく、誰もがお互いの人格と個性を尊重して支えあう「共生社会」の実現に努めています。職員対応要領「障がいのある人への対応ガイドブック」を作成し、職員と障害者団体への配付を行っているほか、市役所職員や一般市民、事業所等を対象に障害者差別解消法の合理的配慮についての研修会を行っています。また、障がいのある人に対する虐待を未然に防ぐため、ホームページによる障害者虐待防止法の周知及び関係事業所を集めた研修会等を実施しています。	1.差別解消研修会 2.ホームページへの掲載	3	1. 研修会を年1回開催	引き続き事業を継続していく。
④	人権擁護の推進	市民活動推進課	市民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員の活動を支援し、人権擁護に関する啓発等を実施しています。	1.人権教室 2.人権啓発活動	3	1. 人権教室の実施：小学校16校・中学校7校 2. 人権啓発活動の実施：年1回（イオンモールコスモス広場）	引き続き事業を継続していく。
取組2 福祉教育の推進							
①	小中学校における特別支援教育の推進	指導課	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育を推進しています。	就学相談 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用 合理的配慮の提供	1	・就学前の相談件数は101件あり、一人一人の教育的ニーズに合った就学先を決定した。 ・全小中学校で、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用を図った。 ・保護者から申請があった合理的配慮は合意形成後、提供した。	今後も実施していく。
②	出前講座による福祉教育	生涯学習課	市民の健康・福祉への関心は極めて高いので、出前講座メニュー拡充のため関係課へ積極的に働きかけています。	1.印西市生涯学習まちづくり出前講座 2.生涯学習ガイド	3	1. 印西市生涯学習まちづくり出前講座を作成。（令和5年度の健康・福祉関係の講座利用数は16件あった） 2. 令和5年度生涯学習ガイドを4月に発行（300部）。	引き続き事業を継続していく。
施策2 知る《情報》							
取組1 情報提供体制の充実							
①	「広報いんざい」の情報内容の充実	秘書広報課	障がい福祉の情報源として、障がいのある人に関する制度や取り組み、相談会等の情報をわかりやすく表現する等、障がい福祉課と連携し「広報いんざい」の情報内容の充実を図っています。	広報紙発行事業	2	広報紙を年24回発行し、新聞折り込みや各公共施設等に配置した。障がい福祉課と連携し、制度周知等に努めた。	引き続き定期発行するとともに、分かりやすい記事の掲載に努める。
②	市ホームページの充実	秘書広報課	積極的な情報発信が行えるよう、職員に対しホームページ操作研修を実施し、掲載情報の充実に努めています。	・ホームページ更新管理費 ・ホームページ管理システム操作研修	2	ホームページ管理システム操作研修を開催（1回・40人参加）	引き続き積極的な情報発信と分かりやすいコンテンツ作成について周知を図る。
③	福祉サービスに関わる情報提供の充実	障がい福祉課	障がい福祉のしおりを作成し、指定障害福祉サービス、地域生活支援事業、及び市単独で実施する福祉サービス等の内容や、利用にあたっての手続き等について、積極的に情報提供を行っています。また、精神保健福祉に関する窓口、制度、精神疾患に対する対応・予防や近隣の障害福祉事業所を記載したパンフレット「メンタルヘルスガイドブック」の発行や、乳幼児期から大人になるまでの相談機関、利用できる事業所等をまとめた「いんざい子どもサポートガイド」を発行しています。その他、福祉サービスの内容や手続きについて、広報いんざい、市ホームページや窓口等で、障がい福祉のしおりを活用する等して積極的に情報提供を行っています。	1.障がい福祉のしおりの作成・配布 2.障がい福祉のしおりのホームページ掲載 3.声の広報発行事業	3	1、2. 障がい福祉のしおりを作成・配布することによりサービス利用の支援 3. 視覚障がいをお持ちの方に声の広報（月2回）、議会だより（年4回）、障がい福祉のしおり（年1回）と郵送。	引き続き事業を継続していく。
④	情報共有体制の強化	障がい福祉課	市及び関係機関、市内サービス事業者等の連携により、相談情報やサービス情報の一元管理を進めるとともに、関係機関による情報の共有を図り、必要な情報がどこでも入手できる体制を整備しています。市関係各課や基幹相談支援センター等と相談業務について情報を共有し、連携を図っています。	相談支援事業所連絡会や市及び基幹相談支援センター、各相談支援事業所との相談や連携	3	地域自立支援協議会相談支援部会として、相談支援事業所連絡会を開催。また、期間相談支援センターと各相談支援事業所との相談や連携を実施。	引き続き事業を継続していく。
⑤	障害者団体やサービス事業者等による情報発信の支援	障がい福祉課	行政からの情報だけでなく、障害者団体の活動内容や市内サービス事業者のサービス内容等、必要に応じて情報発信ができるよう支援しています。障害者団体の活動状況について、必要に応じ、市ホームページや広報いんざい等で情報提供を行っています。	広報いんざい	3	広報いんざいにて適宜周知を行った。	引き続き事業を継続していく。
取組2 情報バリアフリーの推進							
①	市ホームページによる情報伝達手段の工夫	秘書広報課	ふりがな機能、文字の拡大や音声読み上げにより、高齢者や視覚に障がいのある人に配慮した情報提供に努めています。	ホームページ更新管理費	2	ふりがな機能、文字の拡大や音声読み上げ機能、やさしい日本語への変換機能の提供を継続した。	引き続き障がいのある人などに配慮した情報提供に努める。
②	市立図書館の障がいに対応する資料の充実とそれにアクセスするための体制づくり	生涯学習課	図書館では、拡大読書機の設置等、障がいのある人に配慮した備品の貸出や大活字本等の資料提供を行っています。また、障がいのある人に向けて、無料で資料の宅配や録音資料の郵送を行うとともに、窓口では筆談による対応や、館内で利用できる老眼鏡の貸し出しを行っています。	・図書館資料の貸出し	3	・障がいのある人に配慮した備品の貸出や大活字本の収集、貸出を行った。 ・障がいのある人にむけて無料で資料の宅配サービスを行った。	引き続き事業を継続していく。

基本目標1 障がいのある人に対する支援体制の整備				令和5年度の評価			
No.	施策名	担当課	事業概要と実施事業		(評価) 1:完了(100%) 2:概ね完了(80%) 3:進行中(50%) 4:あまり進行していない(20%) 5:事業実施していない	(評価時の現状) ⇒左記を選択した理由や事業に関する実施内容・実績等具体的な数値等があればご記入ください。	(策定後の方針) ⇒左記の内容を踏まえた今後の方針具体的な数値目標等があればご記入ください。
			事業概要	具体的な事業名			
施策3 相談する《相談》							
取組1 各種相談業務の充実							
①	市の相談業務の充実	障がい福祉課・社会福祉課	市が実施している各種相談業務の充実を図るとともに、障がいのある人を含む市民への周知を図り、利用を促進します。 課内に精神保健福祉士、社会福祉士等の専門職を配置しています。 また、相談支援事業を基幹相談支援センターに委託し、24時間いつでも相談対応できる体制を整備しています。	【障がい福祉課】 相談支援事業 基幹相談支援センター 【社会福祉課】 福祉の総合相談窓口業務	3	【障がい福祉課】 基幹相談支援センターにおいて相談支援事業を実施。 課内に社会福祉士、社会福祉任用主事を配置。 【社会福祉課】 福祉の総合相談窓口において、どこに相談したらよいかわからない方（窓口・電話）への案内及び情報提供を行い、必要に応じて関係機関と連携を図った。	【障がい福祉課】 引き続き事業を継続していく。 【社会福祉課】 引き続き事業を継続し、令和7年度の窓口増設に向け、総合相談窓口の在り方や体制の確認等を行う。
取組2 専門的な相談体制の充実							
①	相談機関の連携強化と情報の共有	障がい福祉課	関係機関（医療機関、地域包括支援センター、子ども発達センター、保健センター、教育委員会、社会福祉協議会、いんざいワーク・ライフサポートセンター、相談支援事業所等）が連携を図り、障がいのある人に対する情報を共有することにより、各種ケースに応じた相談を受け付けています。	相談支援事業 基幹相談支援センター	1	関係機関が連携を図り、ケース会議などを開催しながら相談支援を実施。	引き続き事業を継続していく。
②	市民相談の実施	市民活動推進課	日常生活における悩みや問題について、専門的な知識や経験を持つ相談員から、相談者が自ら解決するための助言及び他の相談機関の情報等を受ける機会を提供することを通じて市民生活の向上に資することを目的とし、市民相談を実施しています。	1.法律相談 2.市民生活相談（司法書士） 3.市民生活相談（税理士） 4.人権よろず相談	3	実績／年間予定 1．法律相談：267件／288件 2．市民生活相談（司法書士）：66件／72件 3．市民生活相談（税理士）：68件／72件 4．人権よろず相談：6件／48回	引き続き事業を継続していく。
施策4 育てる《福祉人材・地域活動、団体》							
取組1 NPO・ボランティア等の育成・支援							
①	ボランティア養成講座の開催	社会福祉協議会	音訳ボランティア養成講座、生活支援サポーター養成講座、傾聴ボランティア養成講座、子ども夏休み体験講座等を開催し、様々なボランティアを養成しています。	1.子ども夏休み体験講座 2.ボランティア入門講座 3.傾聴ボランティア講座（入門編） 4.音訳ボランティア養成講座（初級編） 5.生活支援サポーター養成講座	1	1．介助犬のクイズや実演をとおして、障がい者福祉やバリアフリー社会について考える機会を提供（25名） 2．オリンピックボランティアの声やボランティアの基礎知識をとおして、ボランティア活動に参加するきっかけ等を提供（17名） 3．傾聴ボランティアの意義とロールプレイによる実習（延べ18名） 4．音訳の基礎となる知識、技術並びに心構えの体得（延べ343） 5．担い手としての必要な知識を学び、活動へつなげる（延べ47名）	引き続きボランティアニーズの把握に努めながらボランティア養成講座を開催し、担い手であるボランティアの発掘・育成に取り組んでいく。
②	ボランティア情報の提供	社会福祉協議会	ボランティアセンターでは、ボランティア連絡協議会を構成する個人ボランティア・ボランティア団体に対して、ボランティア情報の提供やボランティアの交流支援に努めています。 また、ボランティア活動の啓発を目的とした「いんざい福祉まつり」を開催しています。	1.ボランティア連絡協議会への協力 2.いんざい福祉交流展示会	1	1．ボランティア連絡協議会が実施する研修会・交流会等の活動を支援することでボランティア同士の交流支援に努めた。また、社協ホームページにボランティア養成講座を8件、ボランティア募集を7件掲載することで情報の提供を行った。 2．令和4年度に引き続き個人ボランティア交流会を開催し10名が参加した。 3．新型コロナにより中止していた「いんざい福祉まつり」を4年ぶりに開催し、ボランティア団体や障がい者施設等の模擬店、自主製品販売、ロビーでの活動発表を行い、地域住民との交流に取り組んだ。（14団体・延べ373名来場）	引き続き様々な媒体を活用して、イベントや活動の様子などのボランティア情報の提供に取り組んでいく。 また、「いんざい福祉まつり」を引き続き開催していく。
③	ボランティア活動の支援	社会福祉協議会	ボランティアセンターでは、ボランティア登録の際にボランティア保険の掛金の一部を負担しています。また、登録団体に対し、千葉県地域ぐるみ福祉振興基金を財源にボランティアの活動助成を行っています。 個人ボランティア、団体が構成されるボランティア連絡協議会が実施する研修会、交流会等の活動に対し支援しています。 また、ボランティアの交流、活動の発表の場として「いんざい福祉まつり」を開催しています。	1.ボランティア活動への支援 2.ボランティア連絡協議会への協力 3.いんざい福祉交流展示会	1	1．ボランティア登録 登録者総数：1,252名、団体：49団体。 個人ボランティア交流会を開催し、個人ボランティア同士の交流を行った（参加者10名） 2．ボランティア連絡協議会の役員会や交流会・研修会等の事業に協力した。 3．新型コロナにより中止していた「いんざい福祉まつり」を開催し、ボランティア団体や障がい者施設等の模擬店、自主製品販売、ロビーでの活動発表を行い、市内の地域住民との交流に取り組んだ。（14団体・延べ373名来場）	引き続きボランティアセンター機能の充実に取り組んでいく。
④	市民活動の支援と情報提供	市民活動推進課	市民活動支援センターにおいて情報の収集・提供を行うとともに、協働事業の推進や、「公益信託まちづくりファンド」による資金面の支援により、市民活動を支援しています。	1.市民活動に関する相談、人材の育成、活動と交流の場の提供や 情報の発信・収集（広報紙、ホームページ、メルマガ） 2.企画提案型協働事業 3.公益信託まちづくりファンド	3	・企画提案型協働事業採択件数 R5年度6件 ・まちづくりファンド助成件数 R5年度17件	引き続き事業を継続していく
⑤	NPO法人設立の支援	市民活動推進課	市民活動支援センターにおいて、相談の場や事務手続きのノウハウ等を提供することで、市内におけるNPO法人の設立に対して積極的な支援・調整を行っています。	1.市民活動団体（NPO等）に関する相談事業や情報の発信・収集	3	・NPO関連なんでも相談 4回開催 ・NPO法人認証数 令和5年度39団体（千葉県HP NPO法人認証状況等より）	引き続き事業を継続していく
⑥	コミュニティセンターの利用促進	市民活動推進課	コミュニティ醸成事業の実施及び広報紙の発行・配布等を行い、コミュニティセンターの利用促進を図っています。	1.広報紙の発行及びホームページにより情報を発信 2.地域の実情に合せた講座等を実施 3.地域住民や各種団体の交流、活動の場を提供	3	R5年度 ・施設利用者 78,905人（4館） ・事業数 218回（4館）	引き続き事業を継続していく
取組2 福祉人材の育成・支援							
①	福祉人材の育成推進	障がい福祉課	事業所や先進自治体等からの情報収集を行い、人材確保状況の現状把握に努めています。 また、各事業所を対象とした研修会や手話通訳者の養成講座を実施し、福祉人材の育成・確保に努めています。	手話奉仕員養成講座（前期）	1	手話奉仕員養成講座（前期）27回実施。 参加実人数 15名中8名（印西市）	今後も継続していく

進捗確認表【基本目標2】印西市障がい者プラン

基本目標2 障がいのある人の心豊かな暮らしの支援				令和5年度の評価			
No.	施策名	担当課	事業概要と実施事業	(評価)	(評価時の現状)	(策定後の方針)	
			事業概要				
施策1 すこやかに生きる《保健・医療》							
取組1 障がいの予防、早期発見と治療							
①	健康づくりの普及・啓発	健康増進課	健康情報コーナー、広報いんざい等を活用し、障がいの予防等につながる健康づくりについての情報を発信しています。また、講座、講演会、イベント等を通じ、啓発を行っています。	1.健康情報コーナー 2.広報いんざい、市ホームページ等 3.健康講演会 4.出前健康講座、依頼健康教育 5.ハハのための運動応援講座 6.各種イベントなどにおいて啓発	2	1. 健康情報コーナーにて健康パンフレットやウォーキングマップなどを配布。 2. 広報いんざい（毎月） 3. 健康講演会（1回） 4. 出前健康講座（11回）、依頼健康教育（53回） 5. ハハのための運動応援講座（中止） 6. 歯みんぐカミング8020（中止）	健康情報コーナーや広報などでの情報発信と、出前健康講座や依頼健康教育、健康講演会を引き続き実施していく。
②	健康教育の推進	健康増進課	各種健(検)診時の集団健康教育、出前健康講座、依頼健康教育、健康講演会、生活習慣病予防教室等を通じて、健康増進に関する正しい知識の普及を図り、生活習慣病を原因とした身体障がいや、心の健康を損ねることによる精神障がいの予防に努めています。	1.各種健(検)診時の集団健康教育 2.出前健康講座、依頼健康教育 3.健康講演会 4.生活習慣病予防教室	2	1. 各種健(検)診時の集団健康教育（中止） 2. 出前健康講座（11回）、依頼健康教育（53回） 3. 健康講演会（1回） 4. 生活習慣病予防教室（中止）	出前健康講座や依頼健康教育、健康講演会を引き続き実施していく。
③	健康づくり相談の充実	健康増進課	健康全般に関する相談に対し、保健師・栄養士・歯科衛生士・理学療法士が助言及び指導を行い、市民の健康づくりや、障がいの予防、早期発見・早期治療を支援しています。	1.健康づくり相談	2	1. 健康づくり相談 重点相談1040人、総合相談41人	継続して実施
④	健康診査事業	健康増進課	疾病の予防及び早期発見を推進するため、健康診査及びがん検診を実施し、生活習慣病を原因とした身体障がいの予防に努めています。	1.特定健康診査、後期高齢者健康診査、40歳以上健康診査 2.39歳以下健康診査 3.肝炎ウイルス検診 4.胃がん検診 5.肺がん検診 6.大腸がん検診 7.子宮頸がん検診 8.乳がん検診 9.前立腺がん検診	1	1. 特定健康診査（4,714人）、後期高齢者健康診査（3,223人）、40歳以上健康診査（15人） 2. 39歳以下健康診査（876人） 3. 肝炎ウイルス検診（435人） 4. 胃がん検診（3,553人） 5. 肺がん検診（6,074人） 6. 大腸がん検診（5,673人） 7. 子宮頸がん検診（6,650人） 8. 乳がん検診（7,928人） 9. 前立腺がん検診（1,224人）	継続して実施
⑤	学校保健事業の推進	指導課	市内各学校を対象に、環境衛生検査や、健康に係る各種健(検)診及び保健指導を行っています。	1.定期健康診断 2.小児生活習慣病予防検診及び予防教室 3.歯科保健指導 4.環境衛生検査	2	1. 定期健康診断（内科・歯科・眼科・耳鼻科）の実施（全小中学校） 2. 小児生活習慣病予防検診及び予防教室の実施（小5・中1・中3） 3. 歯科保健指導（小学校17校、中学校9校） 4. 学校薬剤師による環境衛生検査（全小中学校）	おおむね計画どおりに実施できた。
⑥	介護予防事業の推進	高齢者福祉課 健康増進課	高齢者が要介護状態になることを予防し、また、要介護状態になっても有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防事業の充実を図っています。 いんざい健康ちよきん運動については、地域の実情を踏まえながら段階的な取り組みを行っており、事業の周知拡大及び実施グループ数の増加等の成果が得られています。	【高齢者福祉課】 1.いんざい健康ちよきん運動 2.動いて！認知症予防 3.はじめよう！脳活問題集 4.介護支援ボランティア 5.介護予防普及啓発講演会（隔年） 【健康増進課】 1.出前健康講座	2	【高齢者福祉課】 1. いんざい健康ちよきん運動（団体数83グループ、実1,440人） 2. 動いて！認知症予防 →「のばせ！健康寿命」に事業名を変更し実施。（実20人、延99人、実施回数12回） 3. はじめよう！脳活問題集（1,000冊） 4. 介護支援ボランティア（52人登録、30施設受入） 5. 介護予防普及啓発講演会（隔年）（参加者71名） 【健康増進課】 1. 出前健康講座（11回）	【高齢者福祉課】 事業内容を精査しながら、引き続き事業を実施していく。 【健康増進課】 継続して実施。
取組2 医療供給体制の充実							
①	医療施設の整備	健康増進課	現在、市内には、救急救急センターを設置する三次救急医療機関である日本医科大学千葉北総病院、入院施設を持つ印西総合病院、西佐倉印西病院の3病院が立地しています。	1.印西市公的病院等運営費補助金	1	印西総合病院に対し、1,500万円の補助金を交付した。	継続して実施
②	かかりつけ医に関わる啓発の推進	健康増進課 子ども家庭課 障がい福祉課	乳児相談、幼児健診等の機会や市広報紙等を活用し、かかりつけ医を持つことについて啓発を行っています。また、医療機関等に障がいのある人の理解や配慮についての現状を伝え、かかりつけ医を持ちやすい体制を整えています。	1.印西市歯科医師会印西地区による「印西市歯科受診サポートガイド」を作成し、幼児健診会場等での歯科受診に不安を抱える保護者へ配布 2.乳幼児健診や相談事業等において啓発。	1	【健康増進課】 広報・HP等に掲載（15回） 【子ども家庭課】 子ども発達センターの歯科健診時に配布した。	継続して実施
③	救急医療体制の整備	健康増進課	救急救急センターを設置する三次救急医療機関をはじめとして、救急医療活動が一層円滑に遂行されるよう医師会・消防等関係機関との連携を図り、救急医療体制の充実に努めています。	1.印西市公的病院等運営費補助金 2.貸出用AEDの設置 3.コンビニエンスストアへのAED設置	1	1. 印西総合病院に対し、1,500万円の補助金を交付した。 2. 貸出用AEDの設置（2台） 3. コンビニエンスストアへのAED設置（既設：35台）	継続して実施
取組3 医療費の助成制度の周知							
①	自立支援医療	障がい福祉課	①通院医療費自己負担額の90%を公費として負担し、精神に障がいのある人の医療費の軽減を図ります。 自己負担は原則として1割ですが、所得水準や疾病・病状等に応じて1か月の負担額に上限が設定されています。 ②更生医療費の給付は、身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の人が、障がいの程度を軽減または障がいを取り除く治療や手術（保険診療内）をするために必要な場合に給付されます。自己負担は原則として1割ですが、所得水準や疾病・病状等に応じて1か月の負担額に上限が設定されています。 ③育成医療の給付は、身体に障がいのある18歳未満の児童で、指定育成医療機関において入院・手術等により確実な治療効果が期待できる児童を対象に、医療費の一部を公費として負担することで医療費の軽減を図ります。自己負担は原則として1割ですが、所得水準や疾病・病状等に応じて1か月の負担額に上限が設定されています。	①自立支援医療（精神通院）医療費助成制度 ②自立支援医療（更生）医療費助成制度 ③自立支援医療（育成）医療費助成制度	3	①【通院】1,554人 ②【入院】腎臓2【通院】腎臓、肝臓1、免疫 ③【入院】音声・言語・しゃべり機能障害【通院】肢体不自由、心臓	引き続き事業を継続していく。
②	重度心身障害者医療費助成	障がい福祉課	身体障害者手帳1・2級、療育手帳〇AからAの2、及び精神障害者保健福祉手帳1級等の手帳を所持している重度の心身障がいのある人の医療費負担の軽減を図るため、医療費から保険給付の額を控除した額についてその費用の全部または一部を助成しています。 2015（平成27）年8月1日より、「現物給付方式（窓口精算）」となり、市が発行する受給券の提示と自己負担金の支払いのみで済むよう対象者の手続きの軽減を図っています。ただし、県外の医療機関を受診した場合、及び窓口で受給券を提示しなかった場合は「償還払い方式」となります。	①重度心身障害者（児）医療費助成制度	3	支払件数：25,328件（県補助対象のみ） 36,140件（対象外含む）	引き続き事業を継続していく。

基本目標2 障がいのある人の心豊かな暮らしの支援				令和5年度の評価			
No.	施策名	担当課	事業概要と実施事業	(評価)	(評価時の現状)	(策定後の方針)	
			事業概要	1:完了(100%) 2:概ね完了(80%) 3:進行中(50%) 4:あまり進行していない(20%) 5:事業実施していない	⇒左記を選択した理由や事業に関する実施内容・実績等具体的な数値等があればご記入ください。	⇒左記の内容を踏まえた今後の方針 具体的な数値目標等があればご記入ください。	
施策2 生活する・利用する《権利擁護・生活支援》							
取組1 権利擁護体制の強化							
①	日常生活自立支援事業	社会福祉協議会	高齢者や障がいのある人の在宅生活を支援するため、金銭管理、財産保全、福祉サービス利用援助を行っています。	日常生活自立支援事業	1	・相談件数29件のうち、障がい(知的・精神)での相談は6件。その中で利用開始となった者は3名。 ・障がい区分の支援実績は、利用者22名、支援回数453回実施した。	
②	千葉県障害者差別禁止条例の周知	障がい福祉課	千葉県が制定した「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の市民への周知を図るとともに、県と歩調を合わせながら、障がいのある人に対する差別的防止に努めています。	障がい者差別解消に関する各種啓発事業	2	障害者差別解消講演会を開催。(1回)	
③	印西市障害者虐待防止センターの周知	障がい福祉課	本市では、2013(平成25)年度に障害者虐待防止センターを設置し、翌年には、「いんば障害者相談センター」に委託し24時間対応の相談体制を整備しています。	障害者虐待防止センターの設置及び周知	1	いんば障害者相談センターに障害者虐待防止センターを委託し、「障がい福祉のしおり」等で周知を図っている。	
④	成年後見制度利用促進体制の強化	社会福祉課・高齢者福祉課・障がい福祉課・社会福祉協議会	成年後見制度の利用を促進するため、必要な制度の周知、及び専門的な助言等を行うことができる中核機関の整備を進めます。	【社会福祉課】 成年後見制度利用促進のための周知活動 成年後見制度利用促進会議等の開催 【障がい福祉課】 成年後見制度 【社会福祉協議会】 1.成年後見制度相談会 2.出前講座 3.専門職向け成年後見制度講座	2	【社会福祉課】 チラシやホームページで、制度の周知及び成年後見支援センターの周知を行った。また、成年後見制度利用促進会議を開催し、「印西市成年後見制度利用促進実施計画」の進捗確認や実績報告等を行った。 【障がい福祉課】 市長申立及び後見人等報酬助成を行った。 令和4年度市長申立2件、報酬助成8件(1,355,049円) 令和5年度市長申立0件、報酬助成2件(499,000円) 【社会福祉協議会】 1.相談会(11回)では13件の相談があった。その他に、成年後見支援センター職員が対応した初回相談受付が36件あった。 2.出前講座では、3件依頼があり33名受講。 3.ケアマネージャーや施設職員を対象とした専門職向け講座では、「任意後見制度とその活用について」をテーマとして開催した。21名の受講者のアンケート結果では、理解を深めることが出来たとの声を多くもらえた。	
取組2 日常生活を支える福祉サービスの充実							
①	事業者への支援	障がい福祉課	市内で、新たに障害福祉サービスを提供しようとする社会福祉法人・NPO法人等に対し、施設の整備や受け入れ体制に関わる補助(一部)を行っています。	社会福祉施設等施設整備補助金 重度の強度行動障害者地域移行支援事業	2	重度の強度行動障害者地域移行支援事業の継続実施	
②	住民参加型在宅福祉サービス	社会福祉協議会	高齢者や障がいのある人の在宅生活を支援するため、有償ボランティアによる1時間程度の継続的な家事援助等の「ゆうゆうサービス」や、ちょっとした困りごとを解消する「ワンコインサービス」を提供しています。	1.ゆうゆうサービス 2.ワンコインサービス	1	1. 利用会員：43名、協力会員：33名、活動件数841件 2. 活動件数625件	
③	指定障害福祉サービス等の推進	障がい福祉課	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス等の支給を行っています。	障害者自立支援介護給付事業 障害者自立支援訓練等給付事業	3	R5支給決定数者 1,007件 児 960件	
④	地域生活支援事業の推進	障がい福祉課	障がいのある人が自立した日常・社会生活を営むことができるように、移動支援や地域活動支援センター等の必須事業及び日中一時支援や訪問入浴等の任意事業を行っています。	移動支援事業 地域活動支援センター(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型)事業 日中一時支援事業 訪問入浴サービス事業	3	移動支援事業：1055人(実) 地域活動支援センター Ⅰ型：6人 Ⅱ型：18人 Ⅲ型：4人(実) 日中一時支援事業：171名(実) 訪問入浴サービス事業：5名(実)	
⑤	生活を支援するための用具の給付	障がい福祉課	障がいのある人が生活を送る上で、その障がいの特性に応じて必要な用具の購入等のための助成を行っています。	日常生活用具給付事業	3	日常生活用具給付事業234人	
⑥	緊急通報装置の設置	障がい福祉課	身体障害者手帳の1、2級の交付を受け、かつ在宅で一人暮らしをしている方に対し、緊急時の連絡のための通報装置を設置しています。	緊急通報装置設置事業	3	R5年度実績：1名	
⑦	配食サービスの推進	障がい福祉課	障がいのある人のみの世帯、または障がいのある人を含む世帯、障がいのある人を除く世帯員が要援護高齢者で構成される世帯に対し、栄養バランスのとれた食事(夕食に限る)を提供するサービスを行っています。	印西市高齢者等配食サービス事業	3	R5年度実績：4名(新規1名)	
取組3 障がいのある人に対する経済的支援の推進							
①	障害福祉サービスの利用者負担及び負担軽減措置	障がい福祉課	①利用者負担の月額上限の設定(介護給付事業、訓練等給付事業) 障がいのある人の属する世帯の収入等にに応じて、4区分(生活保護、低所得、一般1、一般2)の月額負担額の上限が設定されています。 ②高額障害福祉サービス費の負担軽減 同世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合等、合算した額が月額負担額の上限を超えた際に、高額障害福祉サービス費を支給します。また、障害福祉サービスを利用している方が65歳を迎えスムーズに介護保険サービスに移行ができるよう、一定の要件を満たす場合に介護保険サービスの利用者負担(一部)に対する高額障害福祉サービス費を支給します。 ③入所施設利用者への補足給付 本人または保護者(利用者本人が20歳未満の場合)の所得階層により、食費や光熱水費の一部が減免されます。 ④通所施設等の食費負担の軽減 通所施設、ショートステイ、児童発達支援、医療型児童発達支援等の利用者の所得階層により、食費の人員費相当分が公費負担となります。 ⑤グループホーム入居者への家賃助成 グループホームに入居する非課税世帯に属する人に対し、家賃の一部を助成します。 ⑥施設への通所にかかる交通費助成 施設通所にかかる交通費の一部を助成します。	障害者自立支援介護給付事業 障害者自立支援訓練等給付事業 高額障害者福祉サービス等給付 障害者グループホーム等入居者家賃助成事業 心身障害者(児)施設通所に係る交通費助成事業	3	①所得区分に応じた利用者上限負担額を設定している。 ②利用者負担額を超えた部分について、利用者からの請求により高額障害者福祉サービス費を給付している。 ③所得に応じた入所施設利用者への補足給付を設定している。 ④所得区分に応じた食費軽減措置を実施している。 ⑤障害者グループホーム等入居者家賃助成事業 R5年度実績：120人 ⑥心身障害者(児)施設通所に係る交通費助成事業 R5年度実績：189人	
②	低所得者の利用者負担軽減対策事業	高齢者福祉課	ホームヘルプサービスを利用していた障がいのある人が介護保険の対象となり訪問介護サービスを利用することとなった場合、低所得者に対する利用負担の軽減を図ります。	訪問介護に係る特別対策事業	5	申請がなかったため。	
③	各種福祉手当	障がい福祉課	①特別障害者手当 在宅で生活している著しい重度の心身障がいのある人で、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に対し、手当を支給します。 ②障害児福祉手当 在宅で生活している重度の障がいのある人(児)で、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に対し、手当を支給します。 ③ねたきり身体障害者及び在宅重度知的障害者福祉手当 在宅でねたきりとなっている身体に障がいのある人及び重度の知的障がいのある人、またはその人を介護している方に手当を支給します。 ④特別児童扶養手当 中度以上の身体・知的・精神に障がいのある20歳未満の児童を扶養する父母または養育者に手当を支給します。 ⑤心身障害者扶養年金 心身の障がいにより独立して自活することが困難な方を扶養している方が毎月一定額の掛金を納めることにより、扶養者に万が一のことがあった場合、後に残された心身に障がいのある人に一定額の年金を給付します。 ⑥特定疾患見舞金 千葉県が発行している特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証、千葉県小児慢性特定疾病医療費受給者証又は先天性血液凝固因子障害等受給者証を所持し治療を受けている方、またはその保護者に対し、特定疾患見舞金を支給します。	①特別障害者手当 ②障害児福祉手当 ③ねたきり身体障害者及び在宅重度知的障害者福祉手当 ④特別児童扶養手当 ⑤心身障害者扶養年金事業 ⑥特定疾患見舞金	1	①特別障害者手当(64人) ②障害児福祉手当(51人) ③ねたきり身体障害者及び在宅重度知的障害者福祉手当(60人) ④特別児童扶養手当(173人) ⑤心身障害者扶養年金事業(21名) ⑥特定疾患見舞金(延336人)	
④	租税公課等の減免	課税課	①税の控除(特別障害者控除、障害者控除) 本人または同一生計の障害者、もしくは扶養親族が身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を所持する場合、所得税及び市・県民税が減額となる場合があります。 また、前年の合計所得金額が135万円以下(給与所得者の年収に直すと204万4千円未満)であった人は市・県民税はかかりません。 ②軽自動車税の減免 本人または生計をともにする方が軽自動車を所有し、障がいのある人のために使用する場合には1台分の軽自動車税が減免されます。	左記のとおり	1	②軽自動車を所有し、障害者のために使用する場合は軽自動車税(種別割)の減免を実施している。 R3年度実績 232台 R4年度実績 250台 R5年度実績 257台	
⑤	その他	障がい福祉課	①自動車税の減免【千葉県自動車事務所】 障がいのある人または生計をともにする方が自動車を所有し、障がいのある人のために使用する場合には1台分の自動車税が減免されます。 ②運賃等の割引【各交通事業者】 各種障害者手帳の所持者は、鉄道運賃、航空運賃、有料道路通行料金の割引が受けられる場合があります。 自動車税の減免や運賃等の割引等各種手帳所持者の方が利用できる制度について、広報いんざい、市ホームページ、障がい福祉のしおりを活用する等して積極的な情報提供を行っています。	①普通乗用車自動車税の減免申請(生計同一証明書の発行) ②有料道路における障害者割引制度のご案内 ③鉄道、バス、航空等割引運賃のご紹介	3	①生計同一証明書発行数 R5年度：133件 ②有料道路における障害者割引申請数 R5年度：580件	

進捗確認表【基本目標3】 印西市障がい者プラン

基本目標3 障がいのある人の就労及び地域活動の支援							
No.	施策名	担当課	事業概要と実施事業		令和5年度の評価		
			事業概要	具体的な事業名	(評価) 1:完了(100%) 2:概ね完了(80%) 3:進行中(50%) 4:あまり進行していない(20%) 5:事業実施していない	(評価時の現状) ⇒左記を選択した理由や事業に関する実施内容・実績等具体的な数値等があればご記入ください。	(策定後の方針) ⇒左記の内容を踏まえた今後の方針具体的な数値目標等があればご記入ください。
施策1 働く《就労》							
取組1 障がいのある人の雇用促進							
①	障害者就労支援相談員の設置	障がい福祉課	専任の就労支援相談員を配置して、就労を希望する障がいのある人の個別ニーズを把握し、就業率の向上に努めています。 就労支援相談員は、個別相談、会社や就労施設への同行のほか、就労可能な障がいのある人にはハローワーク成田を中心に求人情報の提供や定着支援、企業開拓支援等、幅広い活動により就労につなげています。	就労支援相談員の設置	1	ふれあいサポートセンターに就労支援相談員を配置している。	引き続き事業を継続していく。
②	障がい者雇用の促進	人事課	本市では、障がいのある人の雇用を促進し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた法定雇用率の達成に努めています。 また、障がいのある人の活躍を持続的に推進するため、その活躍の場を拡大する取り組みを不断に実施する等、自律的なPDCAサイクルを確立できるよう「障害者活躍推進計画」を策定しています。	・障がいのある方を対象とした非常勤職員の募集及び任用	3	障がいのある方の実雇用率： （R4年度）市長部局2.53% 教育委員会2.32% （R5年度）市長部局2.79% 教育委員会3.12% 両年度とも法定雇用率を満たす雇用を達成している。	引き続き雇用を促進していく。
③	優先調達の推進	障がい福祉課	市の関係各所に障害者就労支援施設等が供給できる物品等について情報提供し、物品等調達額の増加に努めています。	印西市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の策定	3	近隣の施設等の情報を庁内で共有し、物品等の調達を促している。	引き続き事業を継続していく。
④	就労に関するイベント	障がい福祉課	障がいのある人の就労を支援するため、求職者と求人企業を結ぶ企業説明会を開催しています。また、障がいのある人のよりよい生活や就労を促進するため、就労に関する講演会や販売会を開催しています。	①おしごと発見フェア ②おしごと応援フェア ③いんざい障がい者就職面接会	1	おしごと発見フェアを開催 おしごと応援フェアを開催 いんざい障がい者就職面接会を開催	引き続き事業を継続していく。
施策2 ふれあう・楽しむ《社会参加・地域活動》							
取組1 生涯学習・スポーツ活動等の推進							
①	精神障害者デイケアクラブ	障がい福祉課	精神に障がいのある人を対象に週1回デイケアクラブを開催し、社会参加を促す機会づくりをしています。	デイケアクラブ心のいずみ	1	デイケアクラブ心のいずみを月2回開催した。	活動内容・回数の見直しを図る。
②	生涯学習活動の推進	生涯学習課	生涯学習に関わる講演会等（成人記念式典や社会を明るくする運動青少年健全育成大会）において、必要に応じて手話通訳者や要約筆者等を派遣し、障がいのある人でも気軽に参加できるよう支援しています。 また、図書館のイベント等においても、障がいのある人でも気軽に参加できるよう筆談等の必要な支援をしています。	1.成人記念式典 2.社会を明るくする運動青少年健全育成大会	2	二十歳を祝う会、社会を明るくする運動青少年健全育成大会を実施し、手話通訳者を派遣し障がいのある人でも気軽に参加できるよう支援を行った。	引き続き事業を継続していく。
③	障がいのある人のスポーツ振興	スポーツ振興課・障がい福祉課	障がいの有無に関わらず気軽に楽しむことができるニュースポーツの紹介・普及活動を実施しています。千葉県障害者スポーツ大会の周知及び参加者の取りまとめを行い、大会に市職員が同行しています。	【スポーツ振興課】 ニュースポーツ教室・大会の実施 【障がい福祉課】 千葉県障害者スポーツ大会の周知	1	【スポーツ振興課】 ニュースポーツ教室8回（参加者237名） らららスポーツ祭1回（参加者14名） 【障がい福祉課】 R5年度2名が参加し、引率を行った R6年度の大会の周知を行った	【スポーツ振興課】 引き続きニュースポーツ教室・大会を実施し、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの普及活動に努める。 【障がい福祉課】 引き続き事業を継続していく。
取組2 障害者団体の活動支援							
①	障害者団体の育成・支援	障がい福祉課	障害者団体の活性化と自立した活動を支援するため、市内障害者団体で構成される印西市障害者団体連絡協議会が主催するイベントの情報提供や活動費用の助成等を行っています。	障害者団体連絡協議会等補助金	1	障害者団体連絡協議会へ100,000円 各障がい者団体へ50,000円（4団体） 28,960円（1団体）	引き続き事業を継続していく。
②	福祉活動の拠点	社会福祉課	印西市地域福祉センター、印西市草深ふれあい市民センター、及び印西市牧の原地域交流センター等、地域の福祉活動の拠点となっている施設の適切な維持・管理を行うとともに、障害者団体やボランティア、福祉活動を行う市民団体の活動の場として施設を提供しています。	・クリオナクラブ事業 ・ヘルスアップ教室事業 ・シルバー人材センター事業 ・船穂・牧の原地域包括支援センター事業	3	障がい者団体やボランティア団体等に対して、福祉活動の場を提供するとともに、子どものふれあいの場や高齢者の交流の場として活用された。	福祉活動の拠点として活用されるよう、施設の適切な維持、管理に努める。
③	ふれあいの機会の発信	障がい福祉課	障がいのある人達との交流の機会を持ちたい方が、どこでその機会を得られるのか情報が取得しにくい状況となっています。	ふれあいサポートセンターいんざい デイケアクラブ心のいずみ	3	ふれあいサポートセンターいんざい ：地域交流会の開催 デイケアクラブ心のいずみ ：ボランティアの参加	引き続き事業を継続していく。

進捗確認表【基本目標4】 印西市障がい者プラン

基本目標4 障がいのある子どもの成長支援							
No.	施策名	担当課	事業概要と実施事業		令和5年度の評価		
			事業概要	具体的な事業名	(評価) 1:完了(100%) 2:概ね完了(80%) 3:進行中(50%) 4:あまり進行していない(20%) 5:事業実施していない	(評価時の現状) ⇒左記を選択した理由や事業に関する実施内容・実績等具体的な数値等があればご記入ください。	(策定後の方針) ⇒左記の内容を踏まえた今後の方針 具体的な数値目標等があればご記入ください。
施策1 一貫した支援体制の整備《障がいのある子ども》							
取組1 相談体制の充実							
①	育児・相談の充実	子ども家庭課	各種健診の受診率はすべて高い水準を維持しています。健診を通して乳幼児の身体的・精神的発達の状況をスクリーニングし、医療・検査等を早期受診することで、必要な支援・サービスを紹介することができるよう事業を継続しています。	1.乳幼児健診事業 ・1歳6か月児健康診査（集団内科健診等、個別歯科健診） ・2歳児歯科健診（個別歯科健診） ・3歳児健康診査（集団内科健診等、個別歯科健診） ・幼児健診事後指導事業 2.出産育児支援事業 ・育児相談（こころ相談、すくすく相談等） ・離乳食学習会	2	1. 乳幼児健診事業 ・1歳6か月児健康診査（集団内科健診受診率95.3%、個別歯科健診受診率88.7%） ・2歳児歯科健診（個別歯科健診受診率78.9%） ・3歳児健康診査（集団内科健診受診率95.3%、個別歯科健診受診率72.9%） ・幼児健診事後指導事業 2. 出産育児支援事業 ・育児相談（こころ相談受診率82.0%） ・離乳食学習会（延214人）	引き続き事業を継続していく。
②	子ども発達センターでの相談の充実	障がい福祉課	就学前の子どもの成長や発達の心配についての相談を受け、各専門職がアドバイスをしています。また、幼稚園や保育園への巡回相談の実施、及び保健センターや教育関係機関との連携を図り、心身の発達に遅れのある子どもへの一貫した支援体制の充実に努めています。	1.発達相談 2.小児神経相談 3.作業療法相談 4.運動発達相談 5.言語聴覚相談 6.巡回相談	2	1. 発達相談 延 371人 2. 小児神経相談 延 14人 3. 作業療法相談 延 118人 4. 運動発達相談 延 132人 5. 言語聴覚相談 延 367人 6. 巡回相談 延 236人	引き続き事業を継続していく
③	利用者支援事業の充実	子育て支援課	子育てへの不安や悩みを解消し、安心して子育てができることを目的に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整等を行い、様々な子育て支援サービスの利用にあたってサポートを行っています。また、子育て支援課に利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）を配置し、窓口や電話での相談のほかに児童館及び子育て支援センター等の子育て支援施設等において子育て移動相談を行っています。	利用者支援事業 ・子育てコンシェルジュ移動相談	3	R5年度実績 相談件数 323件 （うち移動相談件数は、204件）	引き続き事業を実施していく。
④	地域子育て支援拠点事業の充実	子育て支援課	少子化や核家族化が進む中、子育てへの孤立化や育児不安を防ぎ、子育てを身近な地域で支えていくため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行っています。	地域子育て支援拠点事業	3	2023年度実績 実施施設 23ヶ所 事業利用者数（子ども）37,590人 （保護者）32,316人	引き続き事業を実施していく。
⑤	家庭児童相談の充実	子ども家庭課	子どもが心身ともに健やかに育つよう、子どもと家庭の問題についての相談に応じます。0歳から18歳未満の子どもに関する悩みや心配事について、家庭相談員が相談者の気持ちを聞きながら一緒に考えます。	家庭児童相談	3	R5年度実績 相談件数356件	引き続き家庭児童相談を実施していく。
⑥	障がい福祉の相談窓口の充実	障がい福祉課	障がい福祉課や市の委託を受けた事業者、基幹相談支援センター等が、障がい福祉についての相談窓口を開設し相談に応じています。	障がい福祉相談	1	基幹相談支援センター等により相談を実施	引き続き事業を継続していく。
⑦	各種相談窓口の活用	障がい福祉課	相談窓口として、精神障がいについては「成田地域生活支援センター」、発達障がいについては「CAS（きゃす）東葛飾（千葉県発達障害者支援センター）」、子どもに関することについては「中央児童相談所」、福祉の総合相談「すけっと（いんば中核地域生活支援センター）」等があります。	各種相談窓口の周知	1	各種相談窓口を周知するための、「相談カード」を作成	引き続き事業を継続していく。
⑧	重症心身障害児・医療的ケア児への支援	障がい福祉課	医療的ケア児支援のため、印西市地域自立支援協議会等を活用して、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関及び当事者が連携を図るための協議の場を設置しています。	重症心身障害児・医療的ケア児への支援	2	基幹相談支援センターに医療的ケア児コーディネーターを配置し支援を行った。	引き続き事業を継続していく。
取組2 療育体制の充実							
①	障害児通所支援事業の充実	障がい福祉課	障がいのある子どもが、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、社会との交流促進のための専門的な支援を受けられるよう、児童発達支援・放課後等デイサービスの提供を行っています。	児童発達支援 放課後デイサービス	3	【実人員】 児童発達支援：283人 放課後等デイサービス：294人 【延人員】 児童発達支援：2,751人 放課後等デイサービス：2,842人	引き続き事業を継続していく。
②	療育関係機関の連携強化	障がい福祉課	乳幼児期から高等学校卒業時期までのサポート体制を強化するために、印西市地域自立支援協議会を中心に子ども発達センター、保健センター、指導課、保育課、障がい福祉課が相互に連携し、情報の共有と協働した取り組みの推進により、地域における療育体制を強化しています。 また、「いんざいこどもサポートガイド」を発行し、障がいのある子どもが成長する過程で利用できる様々なサービスの紹介を行っています。	療育関係機関の連携強化	3	地域自立支援協議会での活動を中心に、情報の共有や協働の取組を行う5課担当者会議にも参加した。 「いんざいこどもサポートガイド」を関係機関で協議しながら発行した。	引き続き事業を継続していく。
③	保育における障がいのある児童の受け入れ体制の充実	保育課	年々、障がいのある児童の保育の申し込みが増えてきており、保育士及び看護師の確保が難しく、入園の対応に苦慮しています。 市民が安心して子どもを出産し育ていけるよう、多様な保育サービスの展開や良好な保育環境づくりを進めていくとともに、障がいのある児童の受け入れ体制の整備、また、経済的、精神的負担の軽減等、子育て家庭への適切な支援体制を図っています。	1. 保育園入園事務 2. 保育園等運営費補助金（特定乳幼児受入れに要する経費）	3	1. 広報誌による公立保育園の保育士、看護師の職員募集（年12回） 2. 民間保育園等への補助金交付（12施設）	引き続き体制づくりに努めていきます。
取組3 学校教育期における支援の充実							
①	学童保育における障がいのある児童の受け入れ体制の充実	保育課	年々、障がいのある児童の学童保育の利用が増えており、指導員も対応に苦慮しています。障がいの理解を深める講演会や研修会に参加し、適切な保育の提供に努めていく必要があります。	放課後児童指導員認定資格研修	3	障がいの理解を深める講演会や研修会に参加し、適切な保育ができるよう努めた。 令和5年度：研修受講者数 41名	引き続き体制づくりに努めていきます。
②	特別支援教育の支援体制づくり	指導課・学務課	共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進を支える学校体制づくりに努めています。	【指導課】 学習指導員及び介助員の配置 印西市特別支援連携協議会、専門家チーム会議、5課担当者会議の実施 専門家チームによる学校支援 【学務課】 きめ細やかな教育の充実事業	1	【指導課】 学習指導員及び介助員を計画どおり配置した。 特別支援連携協議会は2回実施した。専門家チーム会議は年2回実施した。5課担当者会議は計画どおり7回実施した。ネットワーク部会は2回実施した。 【学務課】 学習指導員53名、介助員42名を配置した。	【指導課】 より一層の教育と福祉の連携を図っていく。 【学務課】 学校の要望に最大限応えられるよう引き続き配置する。
③	学校と関係機関の連携・協力	指導課	障がいのある児童生徒への指導・支援について、関係機関や教育資源を有効に活用し、教育内容や方法の工夫・充実に努めています。	就学相談会 印西市内小・中学校への巡回相談 特別支援学校における巡回指導 特別支援アドバイザー派遣	1	関係機関と連携し、障がいのある子どもたちの教育的ニーズに応じた教育内容の工夫・充実を行った。	引き続き、関係機関や教育資源を有効に活用していく。

④	教育相談活動の充実	指導課	児童生徒やその保護者、学校や教職員が抱える障がいに関する悩み等に対応するため、教育相談体制の充実に努めています。	夏季教育相談 教育相談（随時） 電話相談 ケース会議	1	適宜必要に応じて相談事業を実施した。8月には、きこえの相談会、見え方相談会を実施した。	今後も実施していく。
⑤	就学援助事業	学務課	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の就学に要する経費の一部を就学奨励費として支給しています。	特別支援教育就学奨励事業	1	各学校、保護者への周知ができ、小学校7,165,371円、中学校3,011,510円を支給することができた。	今後も学校および保護者に事業の周知を行っていく。

進捗確認表【基本目標5】 印西市障がい者プラン

基本目標5 障がいのある人にとって安全・安心のまちづくり							
No.	施策名	担当課	事業概要と実施事業		令和5年度の評価		
			事業概要	具体的な事業名	(評価) 1:完了(100%) 2:概ね完了(80%) 3:進行中(50%) 4:あまり進行していない(20%) 5:事業実施していない	(評価時の現状) ⇒左記を選択した理由や事業に関する実施内容・実績等具体的な数値等があればご記入ください。	(策定後の方針) ⇒左記の内容を踏まえた今後の方針 具体的な数値目標等があればご記入ください。
施策1 安心して暮らす《地域生活》							
取組1 多様な住まいの確保と地域で生活するための支援							
①	地域生活への移行支援及び入所施設等への支援	障がい福祉課	地域生活への移行が進む中、自立に向けた「就労」と「居住」の支援が不可欠であり、居住環境の確保は重要な取り組みとなります。本市でもこれまで利用者ニーズの適切把握に努め、グループホームの計画的な整備と、自立に向けた入居者支援を行っています。本市の障害者支援施設とグループホームはほぼ満員状態、短期入所施設のニーズも高く、ともに入所待ちの利用希望者も多くっており、依然として施設入所のニーズが高い状況にあります。	地域移行支援	3	R5年度実績 実人員：9名 延人員：21名	引き続き事業を継続していく。
②	社会的自立に向けた支援	障がい福祉課	ふれあいサポートセンターいんざいにおいて、生活訓練を行い、社会活動への参加の拡大を図り、障がいのある人の社会的な自立の支援を行っています。	自立訓練、就労相談及び特定相談支援事業	3	R5年度実績 自立訓練 実人員：30名 延人員：237名	引き続き事業を継続していく。
取組2 障がいのある人の外出・移動支援							
①	ふれあいバスの利便性向上	交通政策課	ふれあいバスの路線、運行時刻及び車両等について、利用者の要望を踏まえながら検討し、利便性の向上に努めています。 また、2017（平成29）年度よりふれあいバス全6ルートを運行するすべての車両が、障がいのある人や高齢者に優しいノンステップバスとなっています。	・ふれあいバス運行事業 ・スワン号運行業務	3	・ふれあいバス6ルートを運行した（R5年度の利用者数276,498人）。 ・旧本荳第二小学校周辺地域において乗合タクシー「スワン号」の実証運行をR5年10月で終了し、R5年11月から印西市タクシー利用に係る地域公共交通助成実験を実施。	引き続き事業を継続していく。
②	外出支援サービスの推進	障がい福祉課・高齢者福祉課	医療機関への通院、公共施設の利用等のために、介助なしで公共交通機関を利用することが困難な方（主に要介護認定者）に対して、送迎サービスを実施しています。	外出支援サービス事業	3	【障がい福祉課】 延べ利用件数 障がい者：98件 【高齢者福祉課】 延べ利用件数 高齢者：425件	【障がい福祉課】 引き続き事業を継続していく。 【高齢者福祉課】 引き続き事業を継続していく。
③	福祉カーの貸与・車いす対応車両の貸出	障がい福祉課・高齢者福祉課・社会福祉協議会	心身に障がいのある人及び高齢者が積極的に外出できるよう、無料でリフト付きワゴン車を貸出しています。また、社会福祉協議会においては車いす対応車両の貸出しを行っています。	【障がい福祉課】 福祉カー貸与事業 【高齢者福祉課】 福祉カーの貸与・車いす対応車両の貸出しサービス 【社会福祉協議会】 1.福祉車輛の貸出	2	【障がい福祉課】 R5年度実績：1名 【高齢者福祉課】 延べ利用件数 2件 （令和6年2月より、貸出再開。） 【社会福祉協議会】 福祉車輛の老朽化による不具合のため、貸出件数は19件となった。	【障がい福祉課】 引き続き事業を継続していく。 【高齢者福祉課】 引き続き事業を継続していく。 【社会福祉協議会】 引き続き事業の継続を予定している。
④	福祉タクシー制度の適正な運用	障がい福祉課	重度の心身障がいのある人が移動手段としてタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成する福祉タクシーについて、障がいのある人のニーズを踏まえながら制度の見直しを図っています。	福祉タクシー事業	3	R5年度実績：307名	引き続き事業を継続していく。
取組3 ユニバーサルデザインのまちづくり							
①	印西市都市マスタープランに基づく都市づくりの推進	都市計画課	印西市都市マスタープランに基づき、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、すべての人が利用しやすい都市づくりを進めています。	各課事業	3	都市マスタープランに基づき各課と連携し、取組みを行っている。	引き続きユニバーサルデザインの考え方を取り入れた都市づくりを推進していく。
②	多くの人が利用する施設のバリアフリー化	建築指導課	千葉県では、障がいのある人等が安全かつ快適に施設を利用できるよう、「千葉県福祉のまちづくり条例」を施行しており、福祉のまちづくりの総合的な推進を図っています。	千葉県福祉のまちづくり条例の周知	1	千葉県福祉のまちづくり条例の特定施設に該当する建築物の相談があった際に、案内をしている。	周知及び案内を継続する。
③	道路・公園におけるバリアフリー化の推進	道路建設課・都市整備課	道路については、「印西市が管理する市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、障がいのある人等に配慮した整備を行っています。 また、公園の整備にあたっては、「印西市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき、障がいのある人等に配慮した整備を行っています。	【道路建設課】 市道整備事業 【都市整備課】 開発行為に伴い、新規整備を行う公園について開発事業者と協議を行い、条例に基づいた公園整備を推進した。	1	【道路建設課】 障がいのある人等に配慮した歩道を市道00-008号線整備事業において1570m、市道00-026号線延伸区間道路整備事業において527m、市道松崎吉田線整備事業において、366m整備した。 【都市整備課】 条例に基づき、障がいのある方及び高齢者の方に配慮した公園整備を行った。	【道路建設課】 引き続きバリアフリー化に配慮した事業を継続していく。 【都市整備課】 引き続き条例に基づき、障がいのある方及び高齢者の方に配慮した公園整備を推進する。
取組4 災害等から障がいのある人を守る体制づくり							
①	印西市地域防災計画の推進	防災課	関係法令や市の実情に合わせて順次印西市地域防災計画の改訂を行い、計画に基づき障がいのある人の視点からの防災対策に取り組んでいます。災害等発生時に障がいのある人を含む、災害時避難行動要支援者が生活を送るために必要となる資機材等の避難施設等への配備について検討しています。	・災害対策基本法改正等に伴う印西市地域防災計画の改訂。 ・福祉避難所の協定締結推進 ・災害応急資機材整備事業	3	・福祉避難所開設訓練を実施 ・災害応急資機材整備事業	引き続き事業を継続していく。
②	災害情報の伝達方法の充実	防災課	防災メールの登録者に対して携帯電話、パソコン等への災害情報の配信を行っています。また、登録に関する市民への普及啓発を図っています。 防災メールの他、有事の際の情報伝達手段として、防災行政無線、広報車、ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、ツイッター等を整備しているほか、避難所においては手話通訳等の配置に努める等、障がいのある人に配慮した広報を行っています。 また、「広報いんざい」に定期的に防災メールの登録方法等を掲載し、障がいのある人を含め、市民への普及啓発を図っています。	・災害時には防災無線・防災メール・ホームページ・ツイッター・広報車・コミュニティチャンネル等多くの伝達手段の確保 ・令和4年度から開始できるよう、電話・FAX・LINE・避難所ガイドとの連携準備 ・防災ポータルサイトの開設 ・出前講座等での防災メール登録呼びかけ ・広報いんざい6月15日号、9月1日号に災害総括とテレホンサービス、防災メール登録の案内を掲載。 ・広報いんざい9月1日号に障がい者を対象に含めた福祉避難所についての協定締結記事を掲載。	3	・防災情報について広報掲載（13回）及び防災ポータルサイトへの掲載 ・防災無線テレホンサービス及び防災メール登録の広報掲載（通年） ・出前講座（9回）の実施 ・防災行政無線の内容を登録制電話・FAX・LINE・避難所ガイド・エックス（旧ツイッター）による配信を実施	引き続き普及啓発を図る。

③	災害時避難行動要支援者の避難体制の整備	社会福祉課・高齢者福祉課・障がい福祉課・子ども家庭課・子育て支援課・企画政策課・市民活動推進課・防災課	国の災害対策基本法により、印西市地域防災計画に基づき、災害時における人的被害を最小限とするため、印西市避難行動要支援者避難支援計画を策定し、避難行動要支援者名簿の作成や避難支援等関係者による支援体制の構築を進めています。 また、これまでに市内で障害福祉サービスを行う民間事業者（５者）と災害発生時における福祉避難所の設置に関する協定書を交わし、災害時に安心して避難ができるよう避難協力体制の構築を進めているほか、避難所において必要とされる福祉用具等の確保を行うため、一般社団法人日本福祉用具供給協会と物資供給に関する協定を締結しています。 その他、市では災害時にストーマ装具を持ち出すことが困難な人が発生した際に備え、緊急対応用のストーマ装具の備蓄や感染症の拡大に備えた物品等の備蓄を行っています。	【社会福祉課】 名簿を最新の情報に更新した。 避難行動要支援者システムの導入 福祉部内研修会の実施 【障がい福祉課】 ①ストーマ装具の購入 【防災課】 ・避難行動要支援者避難支援計画の推進について、各地域において説明会の開催 ・避難行動支援者連絡会議の実施 【子ども家庭課】 妊娠届出書等により、妊婦・新生児の名簿を定期的に最新の情報に更新した	3	【社会福祉課】 避難行動要支援者システムにより、要支援者名簿の更新及び管理を行った。 また、OJTを開催したことにより、部内において情報を共有し、支援体制の強化が図れた。 【防災課】 ・避難行動支援者連絡会議を実施 【企画政策課】 印西市国際交流協会において、災害時外国人支援ボランティア登録制度を設け、その支援を企画政策課で行った。 【子育て支援課】 社会福祉課作成の避難行動要支援者パンフレットを窓口配布している。 【子ども家庭課】 名簿を更新し、非常用持ち出し袋に優先的に入れるものとしている。	【社会福祉課】 引き続き事業を継続していく。 【防災課】 引き続き事業を継続していく。 【子育て支援課】 周知及び申請後は速やかに他課と連携を取りながら名簿作成を進めていく。 【子ども家庭課】 継続実施
④	災害時保健医療体制の整備	健康増進課 子ども家庭課	印西市地域防災計画に基づき、災害時の医療・救護体制について構築を進めています。また、地震等の災害時に避難所で使用することを想定し、アルコール手指消毒液を備蓄しています。	【健康増進課】 アルコール手指消毒液の備蓄 【子ども家庭課】 助産に関わる医療体制の整備と助産師会や助産施設との協力体制を構築する	2	【健康増進課】 アルコール手指消毒液の備蓄 ６００本（１Ｌ） 【子ども家庭課】 災害時における助産を必要とする者の受け入れ協定、災害時における助産師による支援活動協力に関する協定を締結した。	【健康増進課】 継続して実施。来年度は備蓄量を勘案し、３００本購入予定。 【子ども家庭課】 緊急助産等に必要な物品を購入する。 受け入れ訓練の実施に向け検討していく。